

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照条文

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）

建設省

（傍線の部分は改正部分）

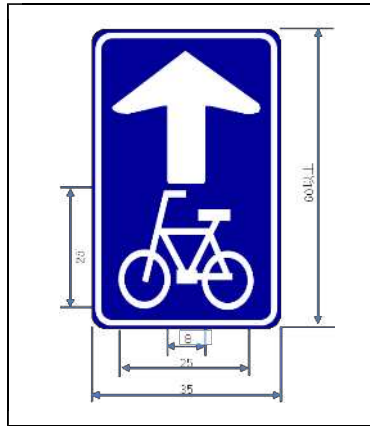
		改正後			改正前		
行	自転車	( 3 2 6 - A ・ B )	表示する意味	設置場所	別表第一（第二条関係） 案内標識（略） 警戒標識（略） 規制標識（略）	別表第一（第二条関係） 案内標識（略） 警戒標識（略） 規制標識（略）	
	一方通行						
	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、標示板の矢印が示す方向の反対方向に		道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする車両の通行を禁止すること。	一定の方向にする車両の通行を禁止する道路の区間の入口及び道路の区間内の必要な地点における路端			
	一定の方向にする自転車の通行を禁止する歩道、自転車道又						

<p style="text-align: center;">一方通行</p> <p style="text-align: center;">( 326 - B )</p>	<p style="text-align: center;">案内標識 (略)</p> <p style="text-align: center;">警戒標識 (略)</p> <p style="text-align: center;">規制標識 (略)</p>	<p style="text-align: center;">別表第二(第三条関係)</p>	( 3 2 6 の 2 - A )	
			<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: center;">自転車一方通行</p> <p style="text-align: center;">( 326の2 - A )</p>			<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>

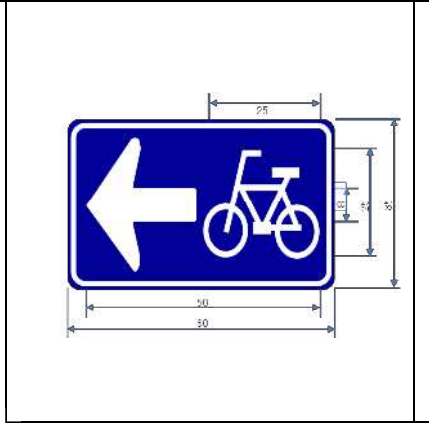
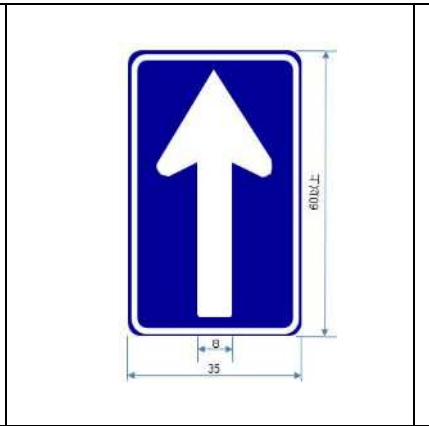
<p style="text-align: center;">一方通行</p> <p style="text-align: center;">( 326 - B )</p>	<p style="text-align: center;">案内標識 (略)</p> <p style="text-align: center;">警戒標識 (略)</p> <p style="text-align: center;">規制標識 (略)</p>	<p style="text-align: center;">別表第二(第三条関係)</p>		
			<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>
			<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>

指示標識 (略)  
補助標識 (略)

備考  
一 本標識板(本標識の標示板をいう。)

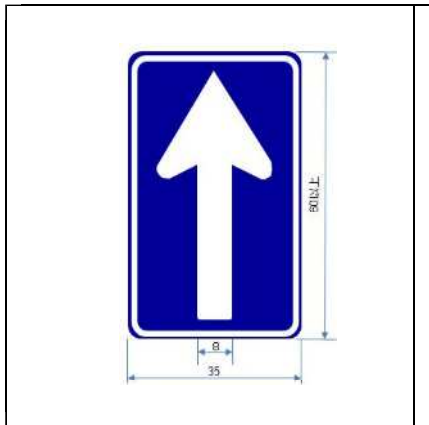


自転車一方通行  
  
( 326の2 - B )



指示標識 (略)  
補助標識 (略)

備考  
一 本標識板(本標識の標示板をいう。)



(一) 表示  
1 } 30 (略)

31 「自転車及び歩行者専用」、「自転車一方通行」(326の2-A)、「

平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

32 } 34 (略)

(三)(二) 色彩

1・2 (略)

3 規制標識

(1) } (3) (略)

(4) 「一方通行」及び「自転車一方通行」を表示するものについては、記号及び縁線を白色、縁及び地を青色とする。

(5) } (8) (略)

4 (略)

(五)(四) (略)

文字等の大きさ等

1 } 7 (略)

8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1)・(2) (略)

(3) 規制標識

縁は十五ミリメートルとし、縁線は「一時停止」及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」及び「自転車一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。

(一) 表示  
1 } 30 (略)

31 「自転車及び歩行者専用」、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

32 } 34 (略)

(三)(二) 色彩

1・2 (略)

3 規制標識

(1) } (3) (略)

(4) 「一方通行」を表示するものについては、記号及び縁線を白色、縁及び地を青色とする。

(5) } (8) (略)

4 (略)

(五)(四) (略)

文字等の大きさ等

1 } 7 (略)

8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1)・(2) (略)

(3) 規制標識

縁は十五ミリメートルとし、縁線は「一時停止」及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。

二  
了 (六)  
四 (4)  
(略) (略)  
(略) (略)

二  
了 (六)  
四 (4)  
(略) (略)  
(略) (略)